

2022年10月1日以降始期契約用

ヨット・モーターボート総合保険 にご加入いただくお客さまへ 重要事項のご説明

この書面ではヨット・モーターボート総合保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際は、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、普通保険約款・特約(特約書・覚書等を含みます。以下、同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への署名(または記名・押印)は、この書面の受領確認を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

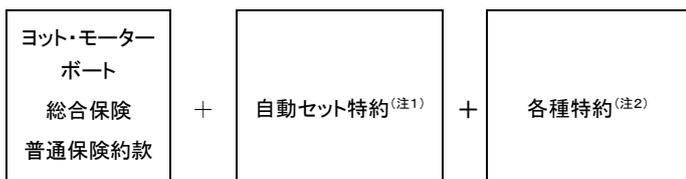
契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み



(注1)ご加入のお申し出にかかわらず、保険種類やご加入条件に応じて自動的にセットされる特約です。

(注2)ご加入内容に応じて任意にセットできる特約です。

(2) 補償内容

① 保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「小安協 ヨット・モーターボート総合保険のご案内、IV. 1～4. 補償内容、2～4ページ」)をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文(「小安協 ヨット・モーターボート総合保険のご案内、IV. 5. 保険金をお支払いしない主な場合、5～6ページ」)をご参照ください。

③ お支払いする保険金等

パンフレット本文(「小安協 ヨット・モーターボート総合保険のご案内、IV. 1～4. 補償内容、2～4ページ」)をご参照ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

セットできる主な特約はパンフレット本文(「小安協 ヨット・モーターボート総合保険のご案内、IV. 1～4. 補償内容、2～4ページ」)をご参照ください。特約の内容の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(4) 保険期間

保険期間は1年間となります。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文(「小安協 ヨット・モーターボート総合保険のご案内、保険期間、1ページ」)または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、「(公社)関東小型船安全協会」が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時の注意事項

(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、代理店・扱者には告知受領権があります(代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)

加入申込票^(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注)引受保険会社にこの保険契約の加入をするために提出する書類をいい、加入に必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(公社)関東小型船安全協会会員の皆さまへ

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっている場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(2)ご加入後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)

特にご注意ください

ご加入後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- 被保険船舶の用途を変更した場合
 - 加入者証に記載した被保険船舶の保管場所を変更した場合 等
 - 通知事項に掲げる事実が発生し、次に該当する場合には、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。この場合において、引受保険会社の取り扱う他の商品でお引受できるときは、ご契約を解約した後、新たにご加入いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。
 - 被保険船舶である船舶の保管場所が日本国外となった場合
 - 総トン数が20トン以上となるモーターボートで次の要件のいずれか一つでも満たさなくなった場合
 - ・一人で操縦を行う構造である
 - ・長さが24メートル未満である
 - ・スポーツやレクリエーションのみに用いる
- 等

(3)その他の注意事項

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ① 被保険船舶を売却、譲渡する場合
 - ② 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
 - ③ ご加入後に被保険船舶の価額が著しく減少した場合
- 等

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領取するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文(「小安協 ヨット・モーターボート総合保険のご案内、IV. 5. 保険金をお支払いしない主な場合、5~6ページ」)をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①~③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3)失効について

申込人または被保険者が被保険船舶を譲渡した場合(注1)、または被保険船舶の全部が失われた場合(注2)は、船体条項は失効となります。この場合、未經過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(注1) 保険契約も同時に譲渡した場合を除きます。

(注2) 普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における船体条項が終了した場合を除きます。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

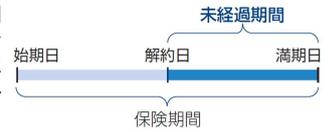
特にご注意ください

保険料はパンフレット本文(「小安協 ヨット・モーターボート総合保険のご案内 VII. ご加入手続きについて、8ページ」)記載の方法により払い込みください。パンフレット本文(「小安協 ヨット・モーターボート総合保険のご案内、VII. ご加入手続きについて、8ページ」)記載の方法により保険料の払込みがない場合、事故による損害が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未經過期間分よりも少なくなります。



たとえば、保険期間が1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

7. 船体保険金支払後の保険契約

船体保険金として支払うべき損害が全損である場合は、船体条項は事故発生時に終了します。なお、船体保険金のお支払額が1回の事故につき船体保険金額に相当する額に達しない限り、船体保険金のお支払いが何回あっても船体保険金額は減額されずに船体条項は満期日まで有効です。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

本保険商品に関するお問合わせは

代理店・扱者 MSK保険センター 本店営業第二部
〒100-0062 東京都千代田区神田駿河台2-2 御茶ノ水杏雲ビル6階
TEL:03-3259-7901 FAX:03-3259-7917

保険に関するご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808【ナビダイヤル(有料)】

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご加入時にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

(1) 代理店・扱者の権限

代理店・扱者は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、代理店・扱者にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険金額の一部取消

ご加入の際に設定された船体保険金額が被保険船舶の価額を超えていたことについて、申込人および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、申込人はその超過する部分についてご加入の始期日から取り消すことができます。

(3) ご加入条件

過去の事故の発生状況等によっては、引受保険会社規定によりご加入条件について、申込人のご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2. ご加入後にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

(1) 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(2) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

特にご注意ください

この保険では、保険会社は被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めた場合や、損害賠償金を支払った場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(3) 事故が起こった時の手続きについて

パンフレット本文(「小安協 ヨット・モーターボート総合保険のご案内、IX. 事故が起こった場合の手続きについて、9ページ」)をご参照ください。

3. 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および MS&AD インシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)
「チャットサポートなどの各種サービス」



こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

万一、事故が起こった場合は

代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故はいち早く
0120-258-189
(無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 [ナビダイヤル (有料)]

【受付時間】平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)